



内閣府
男女共同
参画局

講義⑦政治・行政分野への女性の参画拡大 について

令和5年度男女共同参画に関する「基礎研修」及び「苦情処理研修」

令和5年11月
内閣府男女共同参画局推進課
松川 伸治

1. はじめに
2. 政治・行政分野への女性の参画拡大
 - (1) 政治分野の状況
 - (2) 行政分野の状況
3. 市町村男女共同参画計画の策定

1. はじめに

男女共同参画・女性活躍が目指すもの

男女共同参画社会とは・・・

○ ……男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、……（男女共同参画社会基本法前文）

○ 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること（男女共同参画社会基本法第2条）

女性の職業生活における活躍とは・・・

○ ……自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること……
（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第1条）



すべての人が生きがいを感じられる、個性と多様性を尊重する社会の実現

我が国の経済社会の持続的発展

男女共同参画・女性活躍の推進力

男女共同参画社会基本法 (平成11(1999)年6月23日公布・施行)

■ 国及び地方公共団体の役割

国	地方公共団体
<ul style="list-style-type: none">● 基本理念(注1)に基づき、(5年毎に) 男女共同参画基本計画を策定(第13条)● 「積極的改善措置」(注2)を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定、実施(第8条) <p>(注1) 男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念</p> <ul style="list-style-type: none">● 男女の人権の尊重(第3条)● 社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)● 政策等の立案及び決定への共同参画(第5条)● 家庭生活における活動と他の活動の両立(第6条)● 国際的協調(第7条)	<ul style="list-style-type: none">● 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む(第9条)● 地域の特性を生かした施策の展開(第9条)● 都道府県男女共同参画計画(義務)・市町村男女共同参画計画(努力義務)を策定(第14条) <p>(注2) 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。いわゆるポジティブ・アクション。</p>

第5次男女共同参画基本計画 (令和2(2020)年12月25日閣議決定)

男女共同参画社会基本法第13条に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和12(2030)年度末までの「基本認識」並びに**令和7(2025)年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」**を定めるとともに、取組の実施により達成を目指す「**成果目標**」を設定した計画。

女性活躍・男女共同参画の重点方針2023(女性版骨太の方針2023)
(令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)

都道府県男女共同参画計画

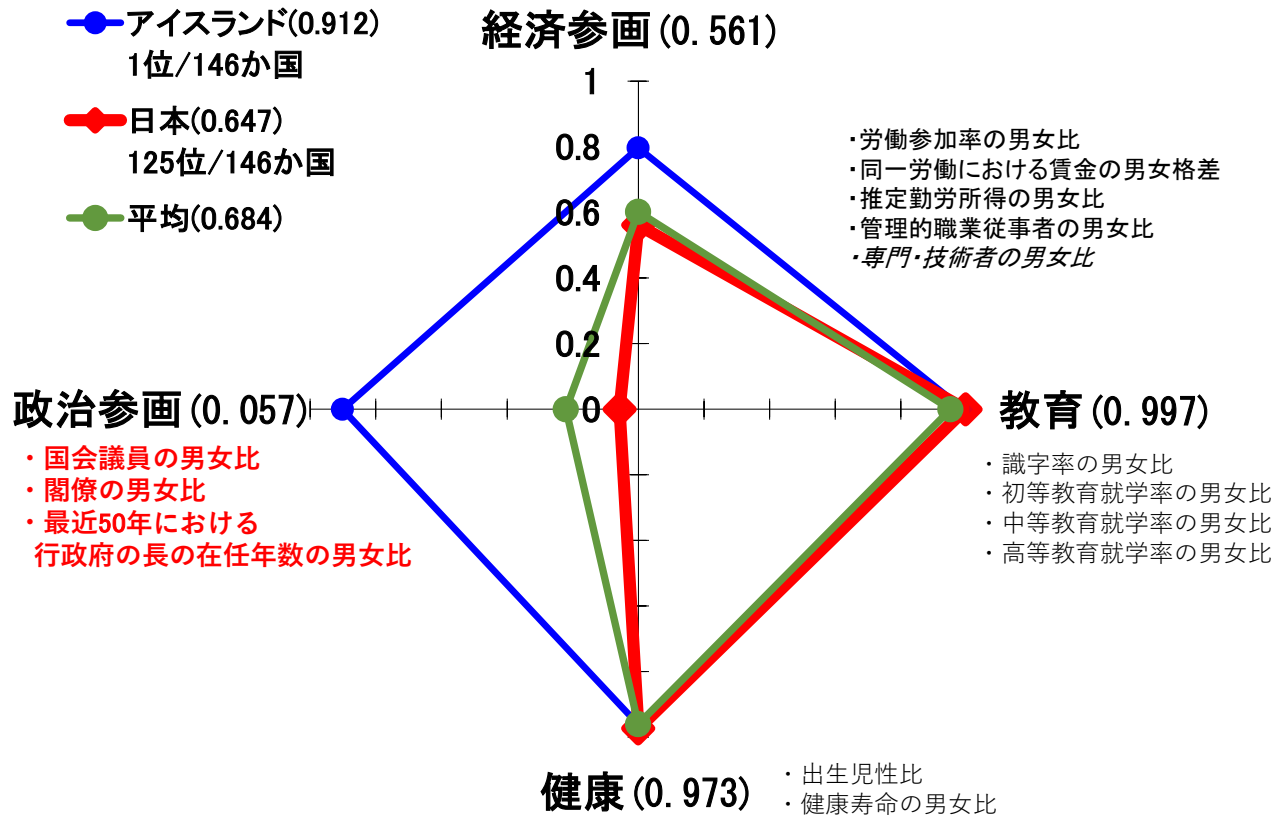
市町村男女共同参画計画

2. 政治・行政分野への女性の参画拡大

(1) 政治分野の状況

ジェンダー・ギャップ指数 (GGI) 2023年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、0が完全不平等、1が完全平等。
- ・日本は146か国中125位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。



順位	国名	値
1	アイスランド	0.912
2	ノルウェー	0.879
3	フィンランド	0.863
4	ニュージーランド	0.856
5	スウェーデン	0.815
6	ドイツ	0.815
15	英国	0.792
30	カナダ	0.770
40	フランス	0.756
43	アメリカ	0.748
79	イタリア	0.705
102	マレーシア	0.682
105	韓国	0.680
107	中国	0.678
124	モルディブ	0.649
125	日本	0.647
126	ヨルダン	0.646
127	インド	0.643

- (備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2023)」より作成
 2. 日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載
 3. 分野別の順位: **経済(123位)**、教育(47位)、健康(59位)、**政治(138位)**

女性議員の比率（第26回参議院通常選挙後）

1. 国会

	女性議員 割合	議員数	女性議員数
衆議院	10.3%	464	48
参議院	26.8%	246	66
合計	16.1%	710	114

2. 地方議会

	女性議員 割合	議員数	女性議員数
都道府県議会	11.8%	2,570	303
市区町村議会	15.9%	29,155	4,636
合計	15.6%	31,725	4,939

（注1）衆議院は2023年10月19日現在、参議院は2023年10月19日現在の数（衆議院及び参議院HPより）

（注2）都道府県議会は2022年12月31日現在（総務省調べ）

（注3）市区町村議会は2022年12月31日現在（総務省調べ）

（注4）有権者に占める女性の割合：51.7%（令和4年7月10日執行第26回参議院議員通常選挙結果調より）

首長に占める女性割合、女性ゼロ議会

1. 首長に占める女性割合

	女性割合	首長数	女性首長数
都道府県知事	4.3%	47	2
市区町村長	2.5%	1,740	44

2. 女性ゼロ議会

	女性ゼロ議会数	議会数	女性ゼロ議会比率
都道府県議会	0	47	0.0%
市区町村議会	257	1,741	14.8%
市議会	24	792	3.0%
特別区議会	0	23	0.0%
町村議会	233	926	25.2%

(注1) 2022年12月31日現在。総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」より男女共同参画局作成

(注2) 秋田県に欠員1があるため、市区町村長数は1,740となる。

女性の政治参画マップ 2023

都道府県議会における女性議員の比率

都道府県	議員 議員数(人)		女性議員の比率(%)
	議員数(人)	女性(人)	
東京都	122	38	31.1
香川県	41	9	22.0
岡山県	55	12	21.8
京都府	60	13	21.7
鹿児島県	51	11	21.6
長野県	57	11	19.3
神奈川県	105	19	18.1
栃木県	50	9	18.0
山口県	47	8	17.0
北海道	100	17	17.0
大阪府	79	13	16.5
高知県	37	6	16.2
静岡県	68	11	16.2
埼玉県	93	15	16.1
長崎県	46	7	15.2
兵庫県	86	13	15.1
福岡県	87	13	14.9
千葉県	95	14	14.7
秋田県	41	6	14.6
青森県	48	7	14.6
沖縄県	48	7	14.6
鳥取県	35	5	14.3
群馬県	50	7	14.0
山形県	43	6	14.0
島根県	38	5	13.9
滋賀県	44	6	13.6
岩手県	45	6	13.3
岐阜県	46	6	13.0
三重県	48	6	12.5
広島県	64	8	12.5
宮城県	58	7	12.1
宮崎県	39	4	10.3
熊本県	49	5	10.2
富山県	40	4	10.0
茨城県	61	6	9.8
石川県	41	4	9.8
新潟県	53	5	9.4
奈良県	43	4	9.3
福島県	58	5	8.6
愛媛県	47	4	8.5
佐賀県	37	3	8.1
徳島県	38	3	7.9
愛知県	102	8	7.8
和歌山県	42	3	7.1
福井県	37	2	5.4
山梨県	37	2	5.4
大分県	43	2	4.7
全国合計	2,652	385	14.5

政治分野における女性の政治参画拡大は、政治に民意を反映するため極めて重要です。平成30年には議会議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す法律が施行され、令和3年には、政党の取組を促進するとともに、国・地方公共団体の施策を強化するための改正法が施行されました。

国会議員の女性比率

衆議院の女性議員比率 **10.3%**
参議院の女性議員比率 **26.8%**
(注) 衆議院議員は2023年8月5日現在、参議院議員は2023年9月6日現在(衆議院、参議院HPより)

世界の女性議員比率

世界平均 下院又は一院制議会 **26.5%**、上院 **26.1%**
日本の衆議院の女性議員比率は**16.4%**
(下院又は一院制議会の順位)
(注) IPU (万国議会同盟: Inter-Parliamentary Union) HPより
調査対象国は186か国(2023年1月1日現在)

首長

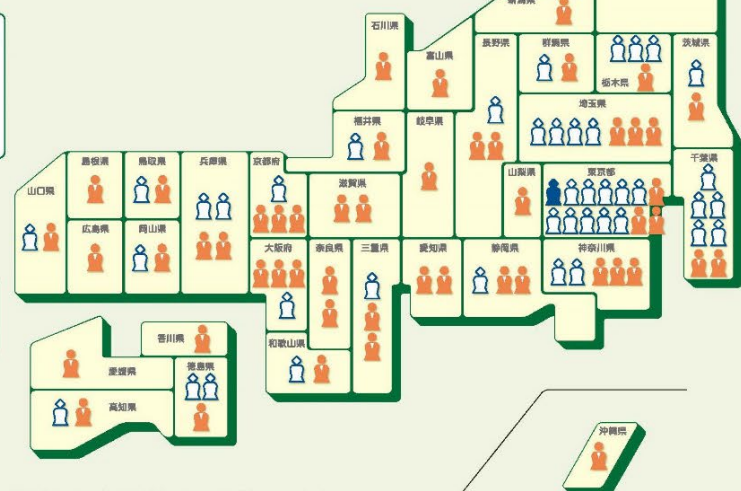
知事 2名
47都道府県
政令指定都市市長 1名
20市
市区町村長 48名
1,721市区町村

市区町村議会における女性議員の比率

0%以上 - 10%未満 3 県
10%以上 - 15%未満 31 都府県
15%以上 20%未満 8 県
20%以上 5 都府県

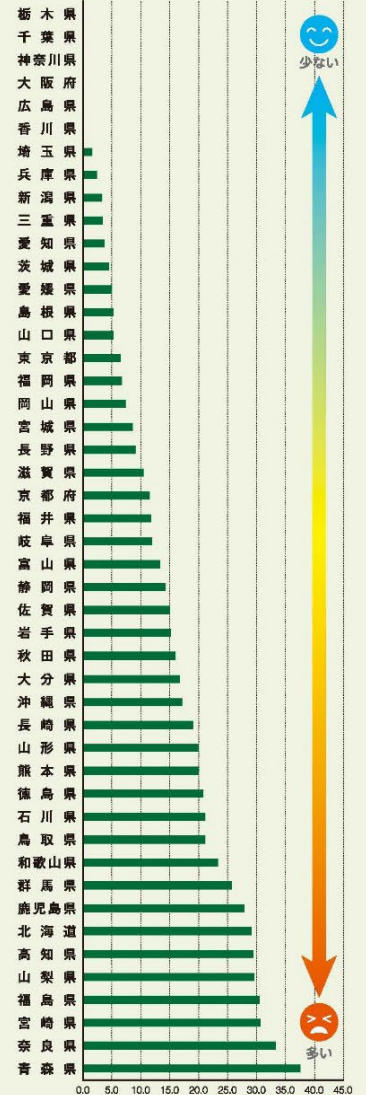
全国計 **14.5%**

市区町村別の詳細は「市区町村女性参画状況見える化マップ」で検索!



(注) 都道府県ごとの政治分野における女性の参画状況について示すべく、47都道府県の形を簡略化したもの

女性がゼロの市区町村議会の比率



(注) 総務省「地方選挙結果の概要(国勢)」(2023年4月9日現在)の当選人数を基に作成。北海道、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、東京都、沖縄県については、2023年4月9日現在のデータとして各都道府県から提出のあったものを基に内閣府で作成。

(注) 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員数」(2022年12月31日現在)より作成。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年5月23日法律第28号）〔概要〕

※ 赤字は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年6月16日法律第67号）による主な改正事項

1 目的（第1条）

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

2 基本原則（第2条）

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。
4. 政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むものとする。

基本原則にのっとり

3 責務等（第3条及び第4条）

国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、選定方法の改善、人材育成、公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

4 法制上の措置等（第5条）

政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

5 基本的施策

実態の調査及び情報の収集等(第6条)、啓発活動(第7条)、環境整備(第8条)(*1)、性的な言動等に起因する問題への対応(防止に資する研修の実施、相談体制の整備等)(第9条)、人材の育成等(第10条)(*2)、その他の施策(第11条)

*1 施策の例示として、妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との両立支援のための体制整備を明記

*2 施策の例示として、議会における審議を体験する機会の提供、講演会等の開催の推進を明記

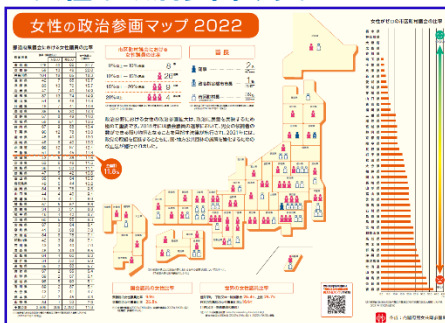
※ 平成30年4月11日 衆議院内閣委員長による法案提出、同年5月16日 可決・成立、同年5月23日公布・施行

※ 一部を改正する法律は、令和3年6月7日 参議院内閣委員長による法案提出、同年6月10日 可決・成立、同年6月16日公布・施行

政治分野における男女共同参画の推進に向けた「見える化」

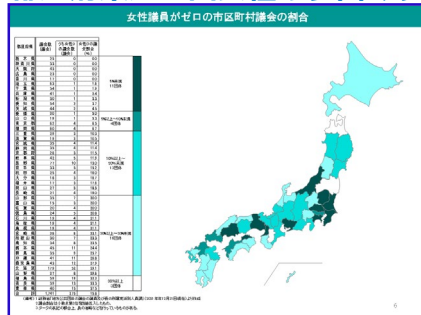
国や地方の政治分野における女性の参画状況の「見える化」

◆女性の政治参画マップ



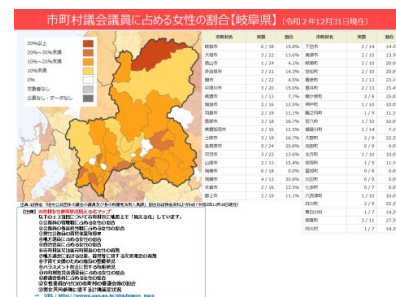
各都道府県の女性議員比率
首長の女性数等

◆都道府県別全国女性の参画マップ



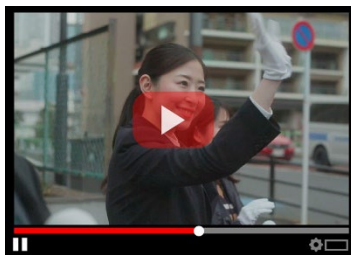
都道府県の女性議員比率
女性ゼロ議会比率等

◆市区町村女性参画状況見える化マップ



女性地方議員比率、
地方議会における出産、育児等に関する欠席規定の有無

パンフレット・動画教材



諸外国の取組をまとめたパンフレットや、各議会等においてハラスメント防止研修を実施する際に活用できる動画教材等を作成し、周知・啓発を実施。

地方議会・地方公共団体における政治分野に係る男女共同参画の推進に向けた取組事例集



好事例集(人材育成、両立支援に関する取組等)を作成。

WEBサイトを通じた情報の提供

<https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/index.html>

内閣府は、政治分野における女性の参画状況や政治分野における男女共同参画に関する調査研究結果、各政党における政治分野の男女共同参画のための取組等をWEBサイト上で公表している。



市区町村女性参画状況見える化マップ

地図上で市区町村別に①市区町村議会議員に占める女性の割合、②市区町村議会における出産、育児等に関する欠席規定の有無、③市区町村議会における子育て支援のための施設の整備状況、④市区町村議会におけるハラスメント防止に関する取組状況などが見える化

※上記のほか、市町村長又は副市町村長の女性の有無、公務員の管理職及び係長相当職に占める女性の割合、男性公務員の育児休業取得率、審議会委員に占める女性の割合、女性委員がゼロの審議会の割合、自治会長に占める女性の割合、防災会議委員に占める女性の割合、男女共同参画に関する計画策定状況も見える化

市区町村女性参画状況
見える化マップ

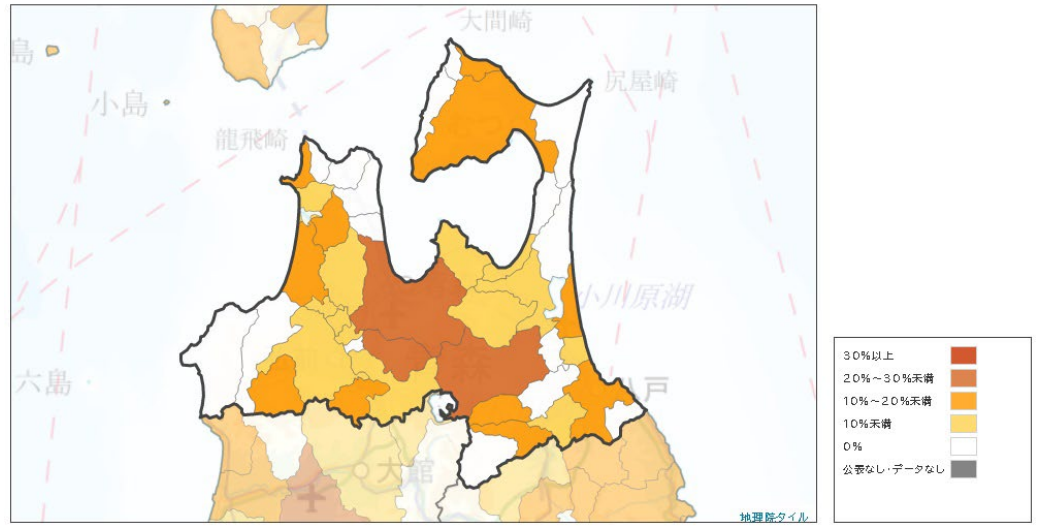
市区町村議会 議員に占める女性の割合 一都道府県名を選択 令和3(2021)年度 市町村検索

都道府県をクリックするとズームします。

全国市区別	平均値
1 北海道 江別市	48.0%
1 東京都 東村山市	48.0%
3 東京都 清瀬市	47.4%
4 埼玉県 新座市	46.2%
5 兵庫県 小野市	43.8%
6 北海道 留萌市	42.9%
6 東京都 狛江市	42.9%
8 東京都 武蔵野市	42.3%
9 愛知県 大府市	42.1%
10 東京都 豊島区	

出典：総務省 地方公共団体の議会議員及び議の附属機関別人員数、割合は総務省資料より作成（令和3年12月31日現在）

<「市区町村議会」の「議員に占める女性の割合」の「青森県」について「令和3（2021）年度」を選択した場合>



市区町村別の詳細は、「市町村女性参画状況見える化マップ」で検索



URL : https://wwwa.cao.go.jp/shichoson_map

<各市町村を選択した場合の表示例>

実数	割合
7人/35人	20.0%

1. 調査の背景・目的

女性は我が国の有権者の約52%を占めるが、地方議会議員に占める女性の割合は、特別区議会では30.7%である一方、都道府県議会では11.8%、市議会では16.8%、町村議会では11.7%である。また、女性が1人もいない地方議会は、市議会では24、町村議会では251存在する（令和3年12月31日時点）。

「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）では、政治分野における女性の参画拡大に向けて地方議会の取組を進めるため、

- 全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対して、すべての市区町村議会において出産が欠席事由として明文化されるよう要請する
- 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対して、出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や育児・介護等の欠席事由としての明文化が促進されるよう要請する
- 会議規則における出産・育児・介護等に伴う欠席規定の整備状況等を調査し見える化等を行うとしている。

これを受け、令和3年1月に、女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対して、標準会議規則の改正の検討を要請し、各議長会は同年1月下旬から2月上旬にかけ標準会議規則を改正した。これを受けて、各地方議会において会議規則の改正が行われている。

本調査は、内閣府が実施している「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」において、令和2年以降の各年の進捗状況を調査したものである。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）（抜粋）

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念 その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調及びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 （略）

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

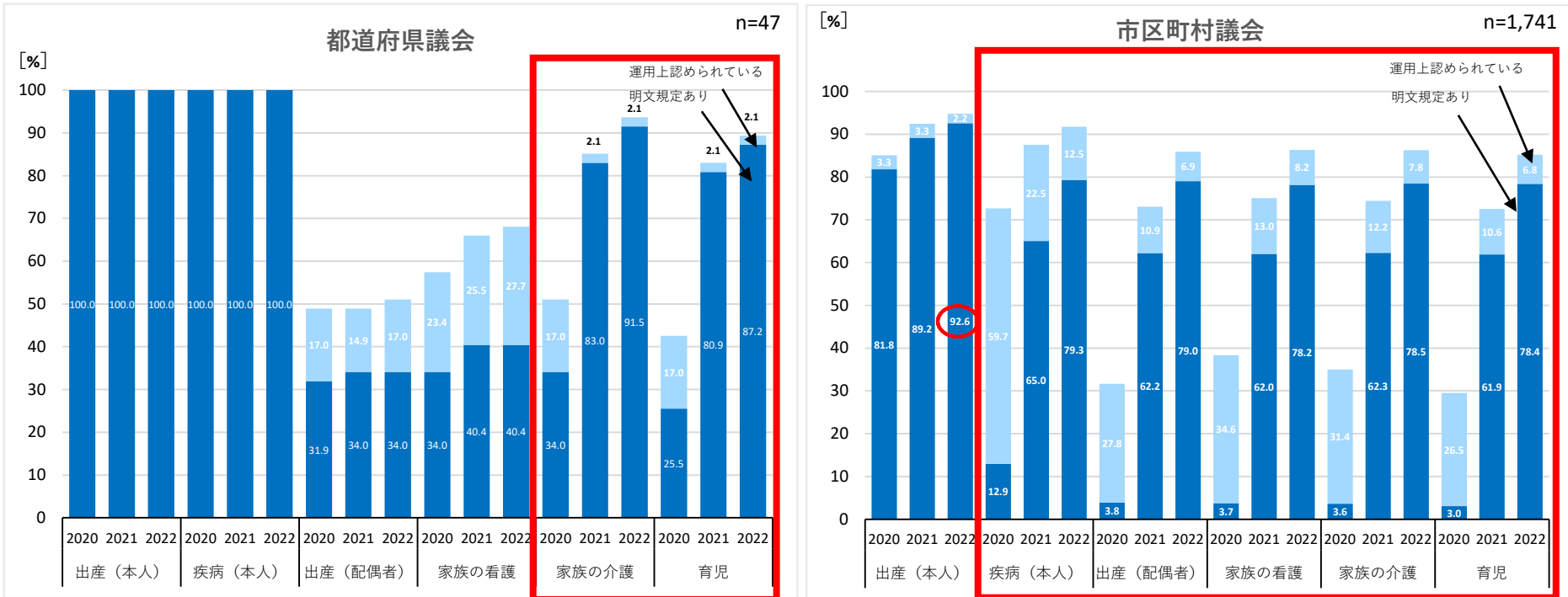
地方議会における両立支援に係る会議規則の整備状況について

2. 調査結果の概要

議会における欠席事由の整備状況

- ・調査時点 令和4年及び令和3年は7月1日時点、令和2年は4月1日時点
- ・対象議会数 都道府県議会：47 市区町村議会：1,741

- 都道府県議会においては、**育児及び家族の介護**を欠席事由として明文化している議会の割合が、令和2年度から大きく増加し、いずれも全体の**約9割**となっている。
- 市区町村議会においては、**本人の出産**を欠席事由として明文化している議会の割合が、全体の**9割を超えた**。本人の出産以外の欠席事由については、**育児、家族の介護のほか、本人の疾病や配偶者の出産、家族の看護**についても増加し、いずれも全体の**約8割**となった。



【調査の概要】

1. 男女の地方議会議員に対するアンケート調査

地域、議会の種類等を考慮して抽出した1,144の地方議会の男女議員10,100人を対象として、紙媒体の調査票又はウェブによる調査を実施（調査期間：令和2年12月25日～令和3年1月31日）。合計5,513人（男性3,243人、女性2,164人）から回答を得た（回収率54.6%）。

2. 立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査

国政選挙や地方議会選挙、首長選挙に立候補しようと考え、具体的な行動（身近な人に話す、政治家に話を聞く等）を起こしたが、断念した者を対象としてインターネットモニター調査を実施（調査期間：令和2年12月24日～令和3年1月31日）。合計994人（男性500人、女性494人）から回答を得た。

男女の地方議会議員に対するアンケート調査結果

議員活動を行う上での課題についての回答のうち、女性の上位12項目は以下のとおり。男女の差が大きい項目は、「性別による差別やセクシャルハラスメント」、「議員活動と家庭生活（家事、育児、介護等）との両立」である。

【表1】議員活動を行う上での課題（「大いに課題である」及び「やや課題である」の合計、女性の上位12項目）

順位	項目	女性	男性	順位	項目	女性	男性
1	専門性や経験の不足	58.8%	41.8% (1位)	7	政治は男性が行うものだという周囲の考え	30.6%	14.5% (7位)
2	地元で生活する上で、プライバシーが確保されない	36.6%	23.9% (5位)	8	生計の維持	25.6%	38.3% (3位)
3	性別による差別やセクシャルハラスメントを受けることがある	34.8%	2.2% (13位)	9	議員活動と他の仕事の両立(兼業)が難しい	25.1%	27.9% (4位)
3	人脈・ネットワークを使って課題を解決する力量の不足	34.8%	22.2% (6位)	10	他の議員の理解やサポートが得られない	18.9%	11.8% (9位)
5	議員活動に係る資金の不足	34.1%	41.5% (2位)	11	地元の理解やサポートが得られない	15.2%	11.7% (10位)
6	議員活動と家庭生活（家事、育児、介護等）との両立が難しい	33.7%	13.7% (8位)	12	家族の理解やサポートが得られない	12.0%	10.3% (11位)

※全14項目についてそれぞれの程度あてはまるかを選択。

※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

議員活動や選挙活動中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、**全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%がいずれかのハラスメント行為**（注）を受けたと回答している。その具体的な内容及びそれに対して有効と考える取組は以下のとおり。

【表2】議員活動や選挙活動中に受けたハラスメント行為（女性の上位5項目）

順位	項目	女性	男性
1	性的、もしくは暴力的な言葉（ヤジを含む）による嫌がらせ	26.8%	8.1% (3位)
2	性別に基づく侮辱的な態度や発言	23.9%	0.7% (8位)
3	SNS、メール等による中傷、嫌がらせ	22.9%	15.7% (1位)
4	身体的暴力やハラスメント（殴る、触る、抱きつくなど）	16.6%	1.6% (7位)
5	年齢、婚姻状況、出産や育児などプライベートな事柄についての批判や中傷	12.2%	4.3% (5位)

※複数回答可（全8項目の中から当てはまるものを全てを選択）。

※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

【表3】有効な取組（「有効」と回答した者の割合、女性の上位3項目）

順位	実施主体	項目	女性	男性
1	議会	議員向け研修	69.3%	61.3% (1位)
2	議会	ハラスメント防止のための倫理規定等の整備	66.6%	57.6% (2位)
3	議会	相談窓口の設置	63.1%	52.0% (3位)

※全6項目について、実施主体（議会又は政党・会派）ごとに、それぞれ「有効」、「どちらともいえない」、「有効でない」から選択。

※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

（注）表2の5項目及び「投票、支持の見返りに何らかの行為を要求」、「付きまとい、ストーキング」、「その他」の全8項目の行為。

立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査結果

立候補を検討している時または立候補準備中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、**全体の61.8%、男性の58.0%、女性の65.5%がいずれかのハラスメント行為**（注）を受けたと回答している。その具体的な内容等は以下のとおり。

【表4】立候補検討・準備中に受けたハラスメント行為（女性の上位5項目）

順位	項目	女性	男性
1	性別に基づく侮辱的な態度や発言	27.2%	11.4% (8位)
2	SNS、メール等による中傷、嫌がらせ	23.1%	24.5% (1位)
3	年齢、婚姻状況、出産や育児などプライベートな事柄についての批判や中傷	21.6%	14.1% (6位)
4	性的、もしくは暴力的な言葉（ヤジを含む）による嫌がらせ	20.4%	16.9% (4位)
5	投票、支持の見返りに何らかの行為を要求	18.5%	23.4% (2位)

※複数回答可（全8項目の中から当てはまるものを全てを選択）。※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

【表5】有効な取組（「有効」と回答した者の割合、全3項目）

順位	項目	女性	男性
1	選挙管理事務局、政党、議会事務局等での相談窓口の設置	49.6%	44.0% (3位)
2	有権者、支援者、議員への啓発や研修	47.8%	46.8% (2位)
3	監視機関の設置	46.8%	53.6% (1位)

※全3項目についてそれぞれ「有効」、「どちらともいえない」、「有効でない」から選択。

（注）表4の5項目及び「身体的暴力やハラスメント（殴る、触る、抱きつくなど）」、「付きまとい、ストーキング」、「その他」の全8項目の行為。

政治分野におけるハラスメント防止研修教材について

1. 作成の目的・経緯

- 令和2年度に内閣府男女共同参画局が地方議員を対象に実施した「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」においては、議員活動や選挙活動において、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%がいずれかのハラスメント行為を受けたと回答しており、また、ハラスメントをなくすために有効な取組として、議会による「議員向け研修」と回答した割合が、男性、女性ともに6割以上で最も高く、政治分野におけるハラスメント防止の取組は、政治分野の男女共同参画を進める上で喫緊の課題
- 令和3年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が議員立法により改正され、内閣府を含む関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むこと（第2条第4項）のほか、国及び地方公共団体は、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の発生の防止に資するため、研修の実施等の必要な施策を講ずる旨の規定（第9条）が追加
- 令和3年秋に、内閣府において、専用の投稿サイトを開設し、全国の地方議会議員を対象として、議員活動や選挙活動において、有権者や議員等から実際に受けた又は見聞きしたハラスメントについての事例調査を実施
- 「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材」等の作成に関する検討会を開催

検討会構成員 ※五十音順、敬称略、◎は座長

太田 雅幸 太田雅幸法律事務所弁護士、 ◎大山 礼子 駒澤大学法学部教授、 小田 理恵子 一般社団法人官民共創未来コンソーシアム代表理事、
中北 浩爾 一橋大学大学院社会学研究科教授、 濱田 真里 お茶の水女子大学ジェンダー研究所東アジアにおけるジェンダーと政治研究チーム共同研究者、
福田 将己 全国市議会議長会政務第一部長、 三浦 まり 上智大学法学部教授、 柳原 里枝子 株式会社ハートセラピー代表取締役

⇒ 政府における初の取組として、各議会等においてハラスメント防止研修を実施する際に活用できる教材を動画で作成し、令和4年4月12日（火）に内閣府男女共同参画局公式YouTubeチャンネルで公表

政治分野におけるハラスメント防止研修教材について

2. 教材の特徴

- ・ 上記事例調査において寄せられた**1,324件の事例を基に作成**
 - ・ 事例の紹介に当たっては、単にハラスメント行為のみを示すのではなく、ストーリー仕立てにして、ハラスメントが発生する動機や人間関係等の背景についても描いた上で、問題点を解説
- 具体的には、問題点の明確化という観点から、各事例について、①ハラスメントを行った側において、どのような意図をもってそのような行為をしたのかということや、②ハラスメントを受けた側において、どのような受け止めをし、それによって具体的にどのような悪影響があったのか等について、それぞれ独白の形で話をする場面を入れた上で、客観的な解説を含め、問題点を整理するという構成

3. 対応

- ・ 衆議院及び参議院の事務局、都道府県議会及び市町村の議会、地方三議長会、地方公共団体の所管部局等あてに通知を発出し、本教材の情報提供等を実施
- ・ ハラスメント防止研修の実施状況等とあわせ、本教材の活用状況について定期的に把握

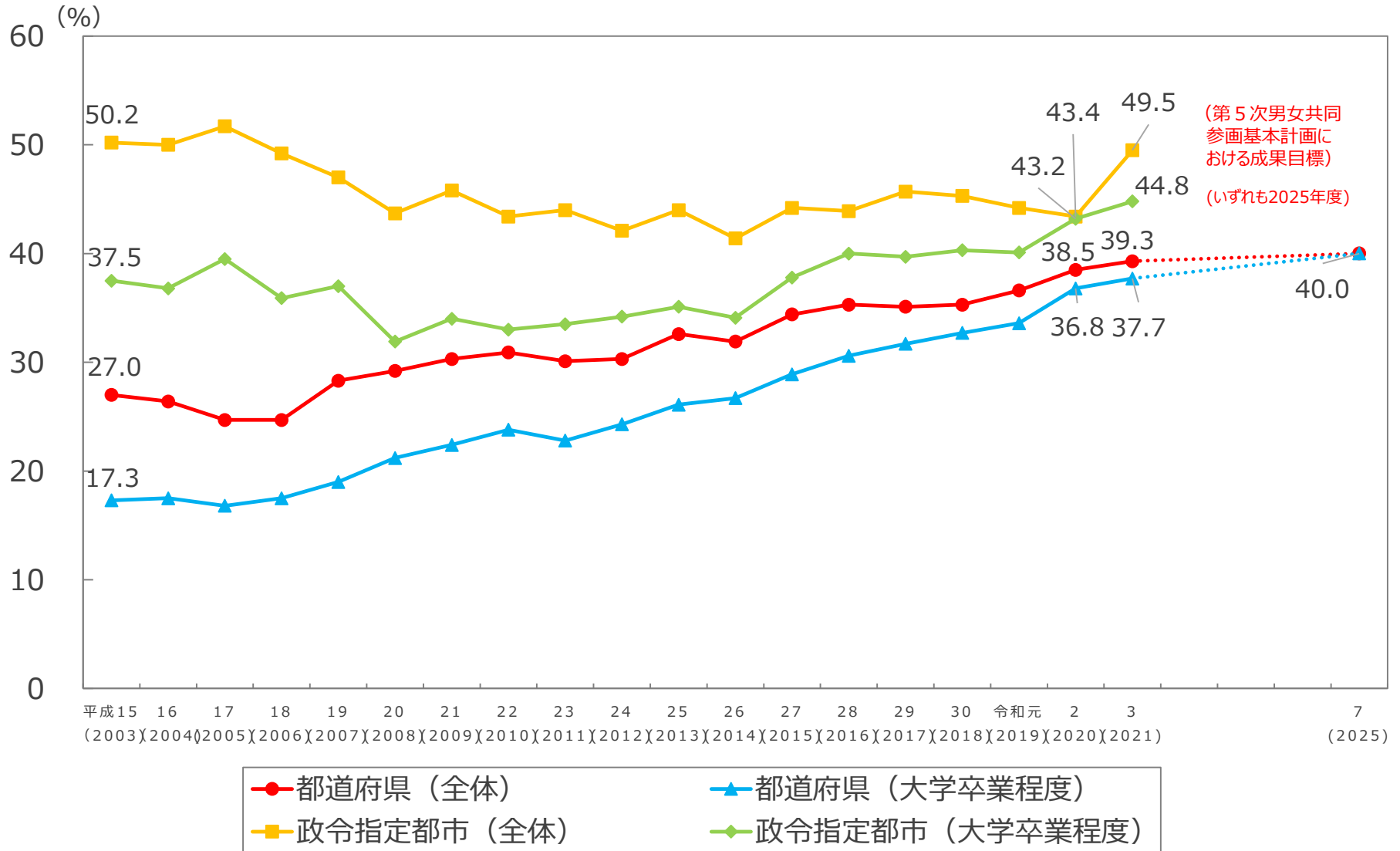


ハラスメント防止動画の閲覧はこちら
<内閣府男女共同参画局公式YouTube>
<https://youtu.be/PjLN17TKmwY>



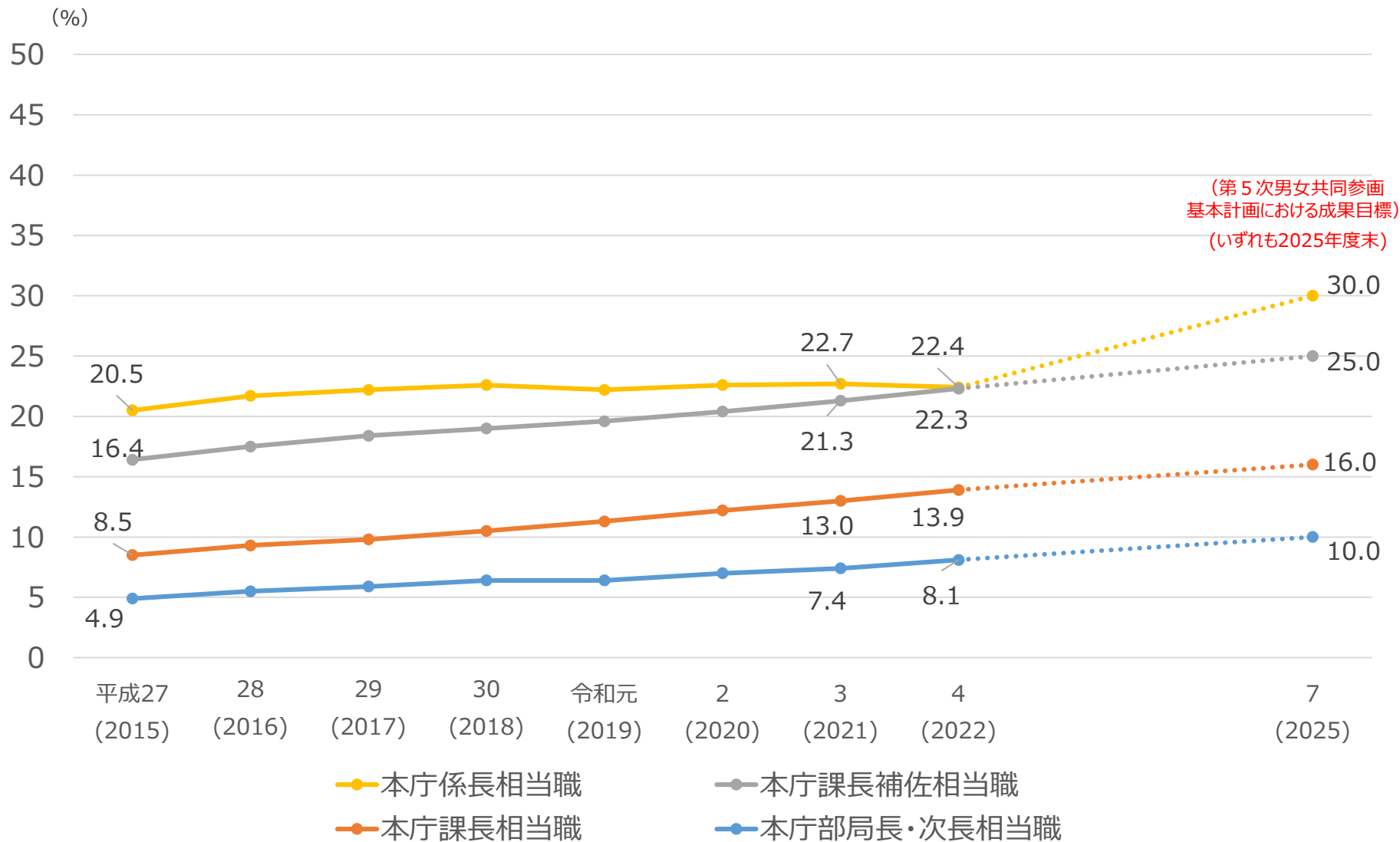
(2) 行政分野の状況

地方公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の推移



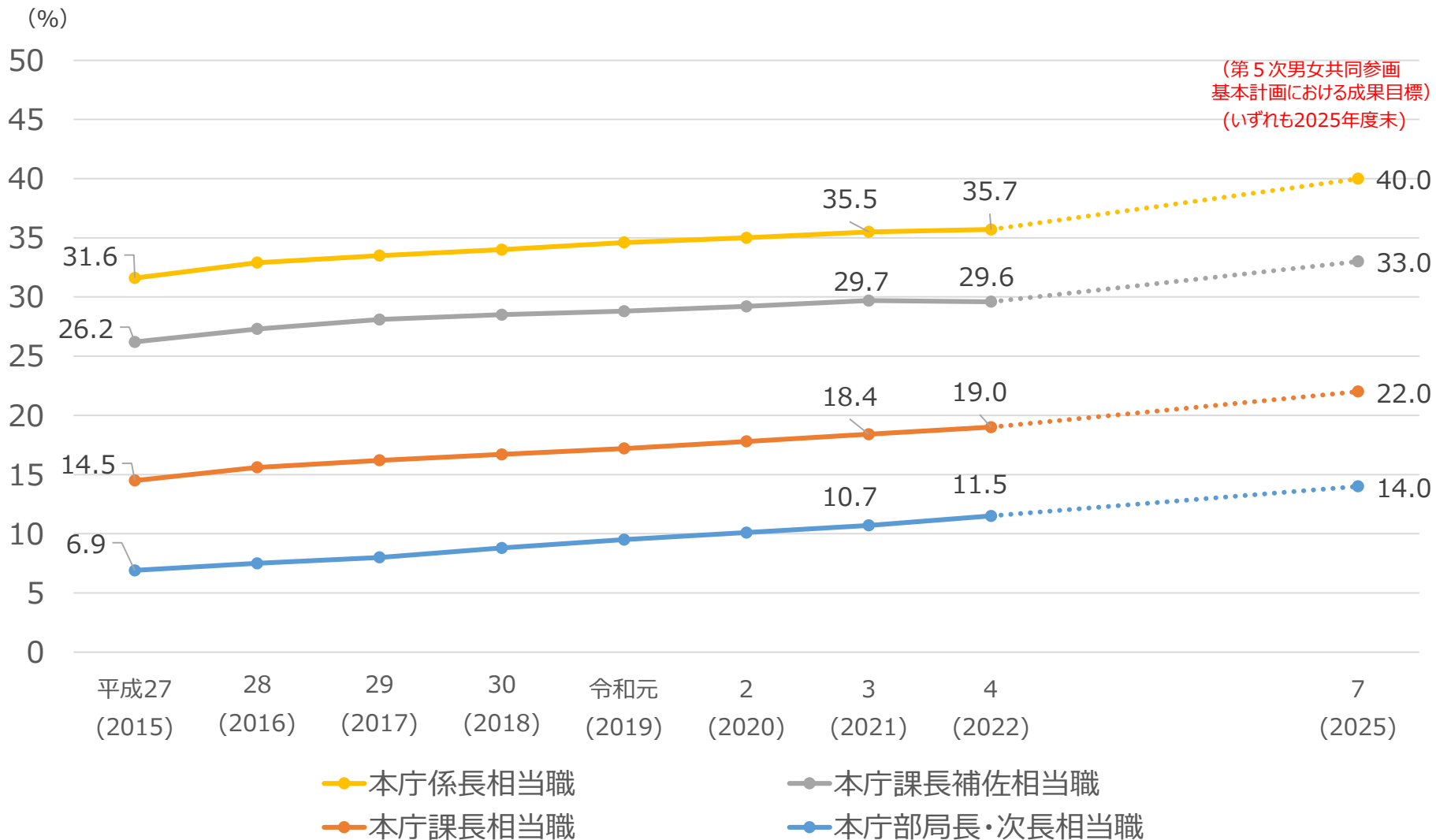
(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 各年4月1日から翌年3月31日の採用期間のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。

都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合の推移



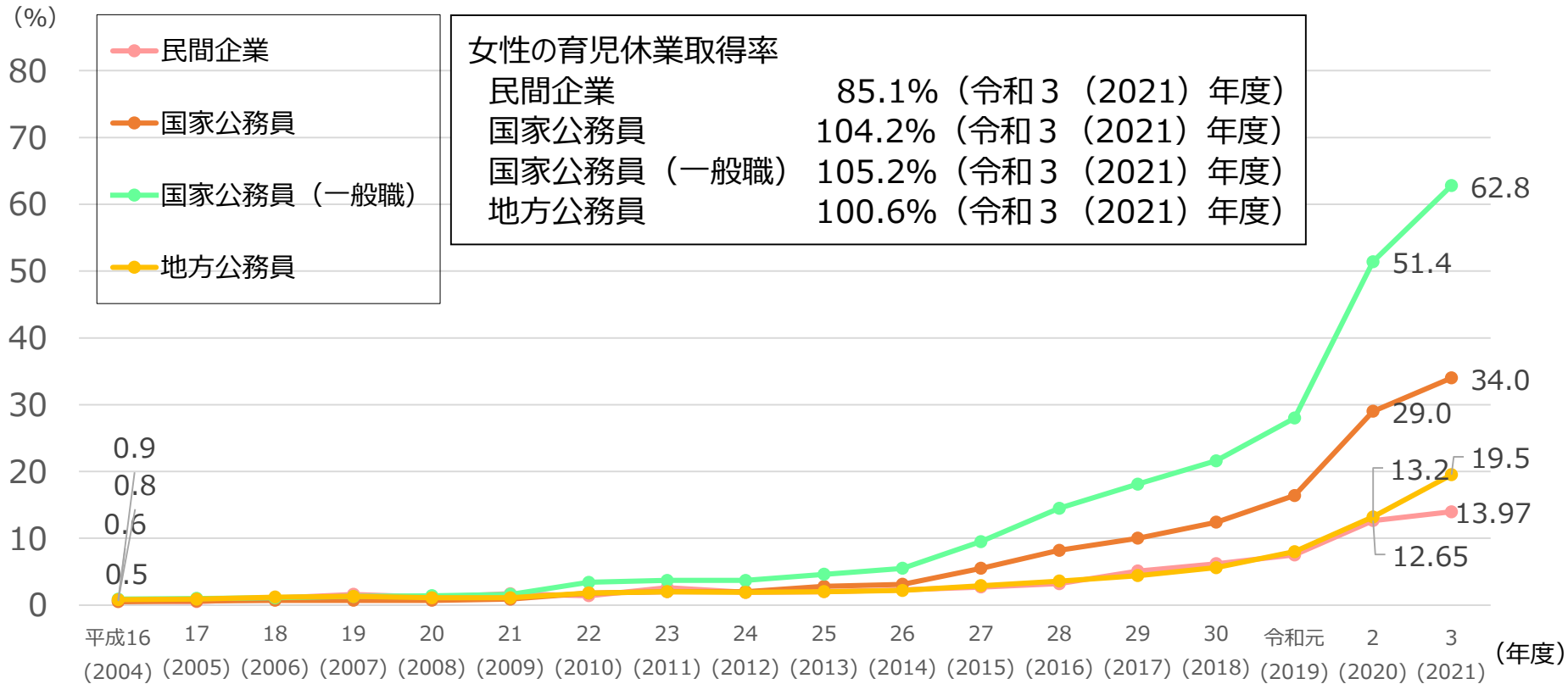
- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 各年4月1日時点（一部の地方公共団体においては、異なる場合あり）のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。

市区町村職員の各役職段階に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
 2. 各年4月1日時点(一部の地方公共団体においては、異なる場合あり)のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。

男性の育児休業取得率の推移



女性の育児休業取得率

民間企業	85.1%	(令和3 (2021) 年度)
国家公務員	104.2%	(令和3 (2021) 年度)
国家公務員 (一般職)	105.2%	(令和3 (2021) 年度)
地方公務員	100.6%	(令和3 (2021) 年度)

(備考)

- 国家公務員は、平成21 (2009) 年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成22 (2010) 年度から24 (2012) 年度は「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成25 (2013) 年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、平成26 (2014) 年度から令和2年 (2020) 度は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、令和3年 (2021) 度は内閣人事局「国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ及び男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップについて」より作成。
 - 国家公務員 (一般職) は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」より作成。
なお、調査対象は、「国家公務員の育児休業等に関する法律」が適用される一般職の国家公務員で、行政執行法人職員を含み、自衛官など防衛省の特別職国家公務員は含まない。
 - 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
 - 民間企業は厚生労働省「雇用均等基本調査 (女性雇用管理基本調査)」より作成。
 - 国家公務員の育児休業取得率について、令和2 (2020) 年度以前は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。令和3 (2021) 年度は、当該年度中に子が生まれた職員 (育児休業の対象職員に限る。) の数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。
 - 地方公務員の育児休業取得率は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。
- ※ 第5次男女共同参画基本計画において、民間企業、国家公務員及び地方公務員の男性の育児休業取得率を2025年までに30%とすることを、成果目標として設定。

地方公共団体の審議会等の女性の参画状況

1. 審議会等の委員に占める女性の割合

	女性委員割合	委員数	女性委員数
都道府県	34.0%	40,024	13,628
市区町村	28.0%	591,919	165,788

2. 女性委員のいない審議会等

	女性委員のいない審議会等の割合	審議会等数	女性委員のいない審議会等数
都道府県	3.3%	1,804	59
市区町村	12.8%	43,643	5,585

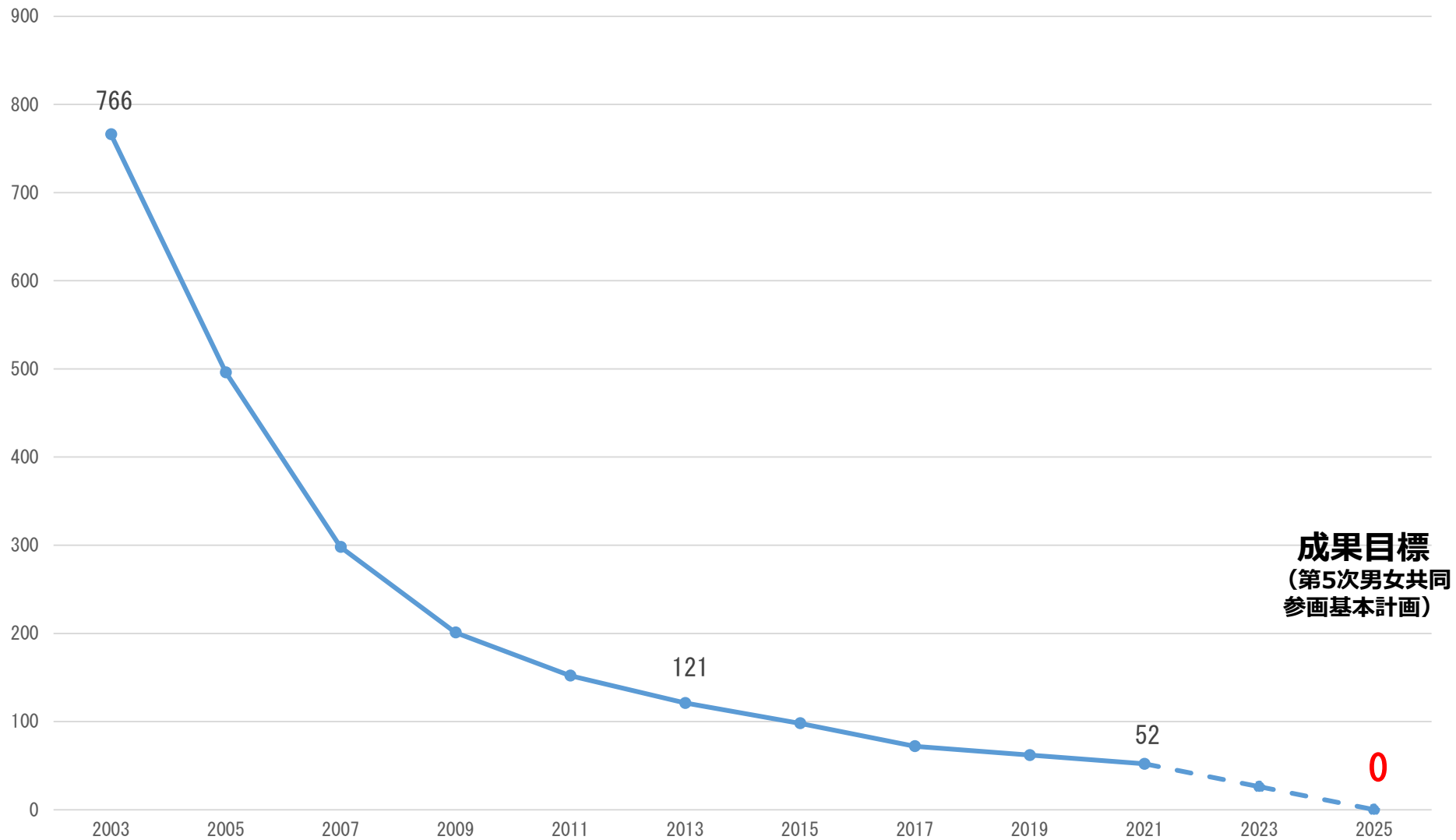
(注1) 令和4年度「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査（内閣府男女共同参画局）。

(注2) 都道府県は法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等のうち、2022年4月時点で内閣府が把握した50審議会等について調査した結果。

(注3) 市町村は法律、法令及び条例により設置された審議会等について調査した結果。広域で設置されている審議会等も含む。

(注4) 都道府県に置かれた審議会等のうち女性委員のいない審議会等としては、都道府県交通安全対策会議、麻薬中毒審査会、都道府県農業共済保険審査会、石油コンビナート等防災本部、公害健康被害認定審査会、都道府県職員委員会、救急搬送受入協議会、指定難病審査会、小児慢性特定疾病審査会、地域医療対策協議会。

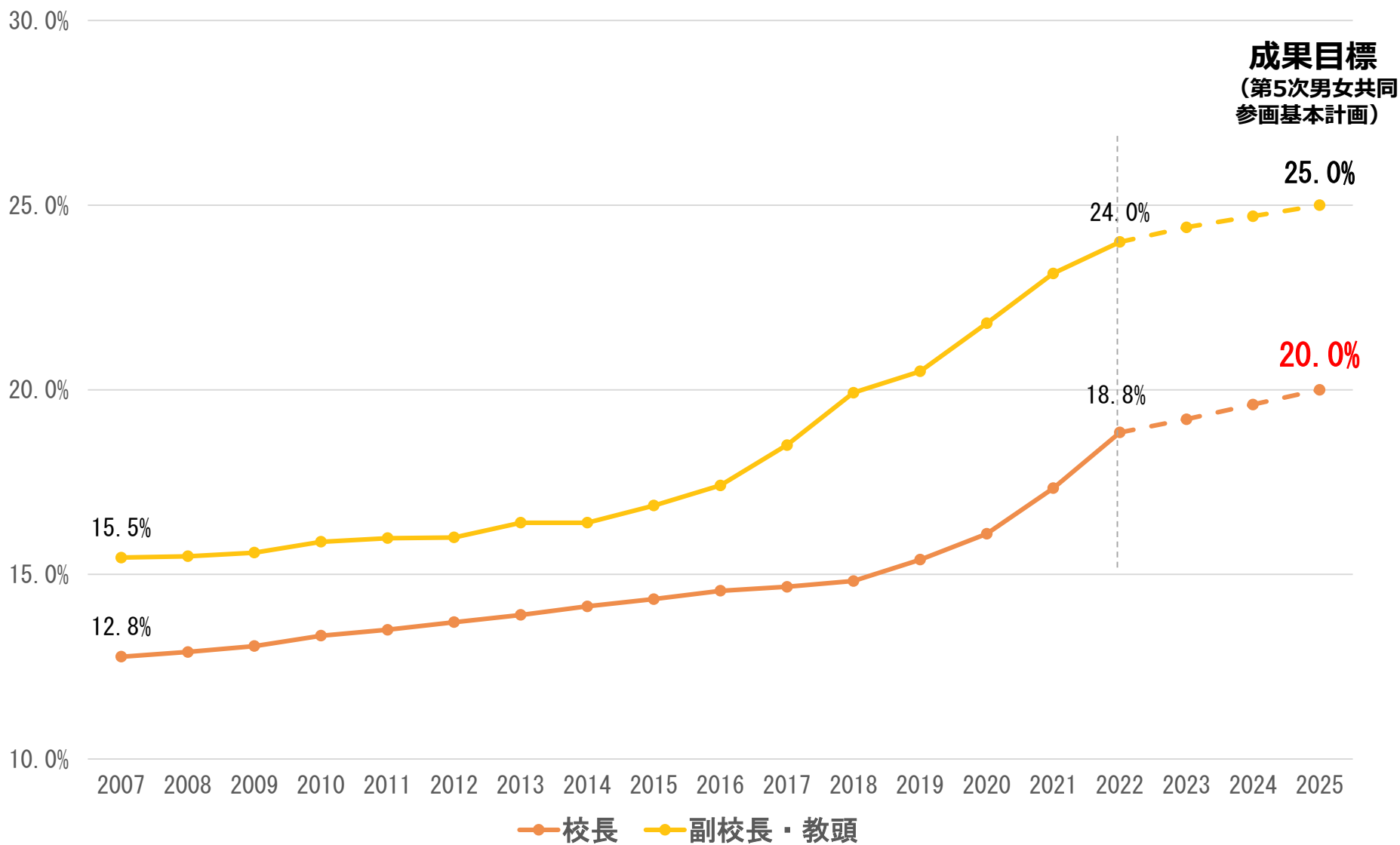
女性委員のいない教育委員会の数



成果目標
(第5次男女共同
参画基本計画)

出典：文部科学省「教育行政調査」（隔年5月1日現在）

初等中等教育機関における管理職の女性割合



出典：文部科学省「学校基本統計」（各年5月1日現在）

4. 市町村男女共同参画計画の策定

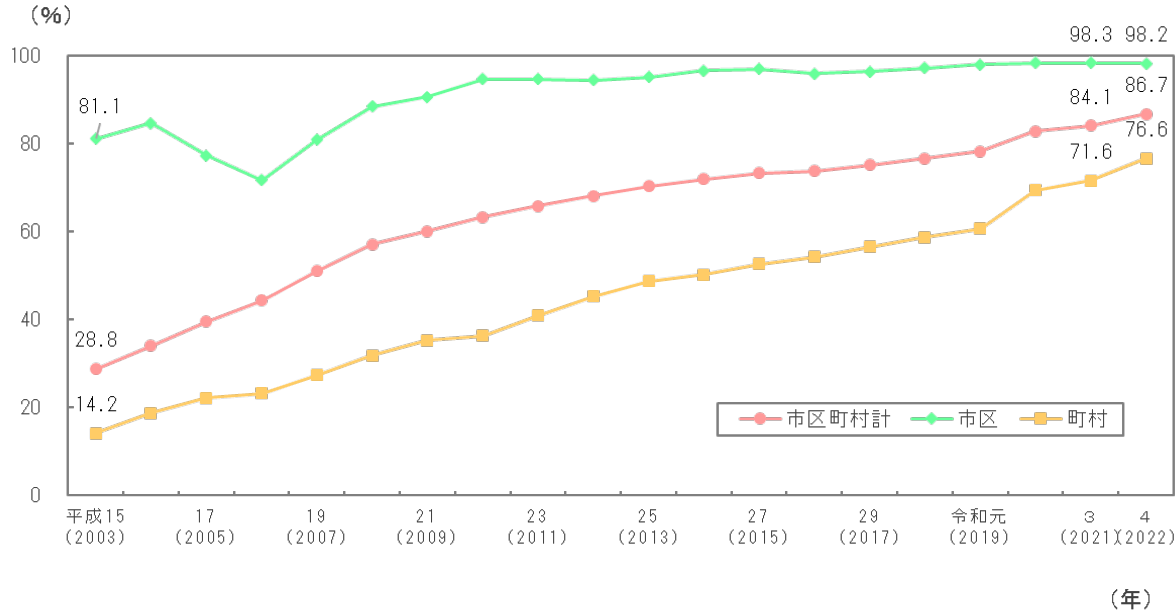
市町村男女共同参画基本計画

男女共同参画基本法第14条

第3項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

第4項 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

市区町村における男女共同参画計画策定の割合の推移



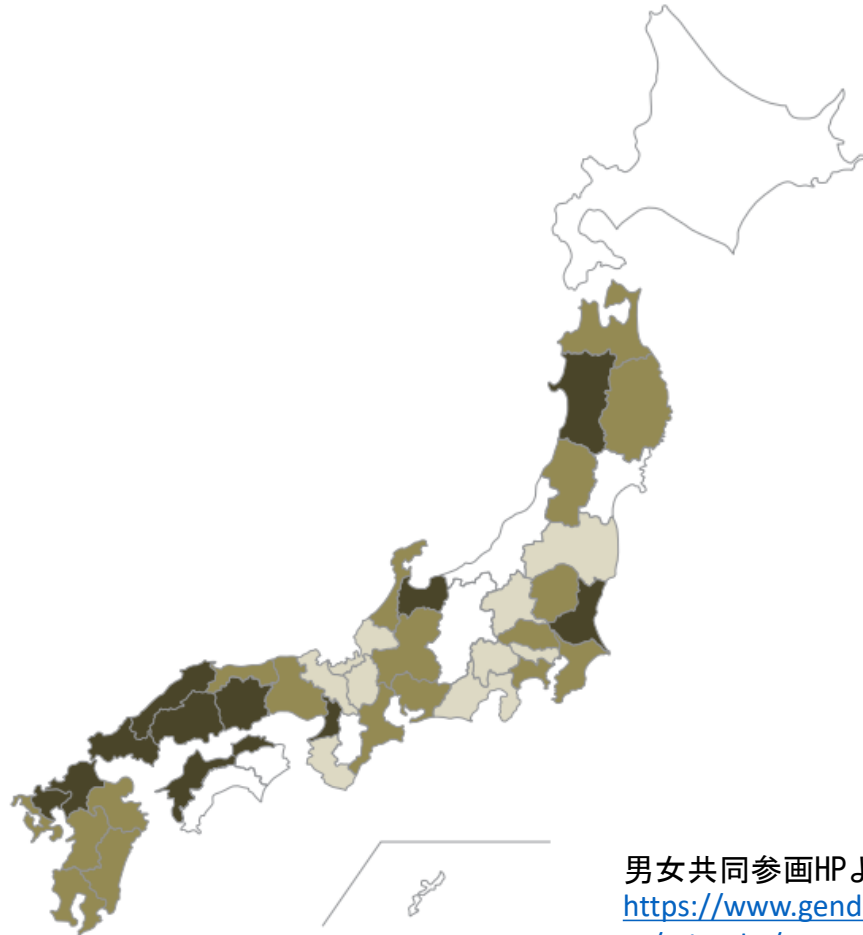
	(成果目標) 2025年	(現状値) 2022年
市区	100%	98.2%
町村	85%	76.6%

- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
 2. 各年4月1日時点（一部の地方公共団体においては、異なる場合あり）のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。
 3. 東日本大震災の影響により、平成23(2011)年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、平成24(2012)年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村）がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30(2018)年値には北海道厚真町が含まれていない。
 4. 市区には、政令指定都市を含む。

都道府県別全国女性の参画マップ

市区町村の男女共同参画に関する計画の策定状況（都道府県別）

都道府県	市区町村数	うち策定済	策定率 (%)	
秋田県	25	25	100.0	100%以上 12団体
茨城県	44	44	100.0	
富山県	15	15	100.0	
大阪府	43	43	100.0	
島根県	19	19	100.0	
岡山県	27	27	100.0	
広島県	23	23	100.0	
山口県	19	19	100.0	
香川県	17	17	100.0	
愛媛県	20	20	100.0	
福岡県	60	60	100.0	
佐賀県	20	20	100.0	
埼玉県	63	62	98.4	90%以上 ~100%未満 18団体
愛知県	54	53	98.1	
鹿児島県	43	42	97.7	
岐阜県	42	41	97.6	
青森県	40	39	97.5	
山形県	35	34	97.1	
岩手県	33	32	97.0	
神奈川県	33	32	97.0	
三重県	29	28	96.6	
宮崎県	26	25	96.2	
栃木県	25	24	96.0	
長崎県	21	20	95.2	
兵庫県	41	39	95.1	
石川県	19	18	94.7	
鳥取県	19	18	94.7	
大分県	18	17	94.4	
熊本県	45	41	91.1	
千葉県	54	49	90.7	
福島県	59	53	89.8	80%以上 ~90%未満 9団体
山梨県	27	24	88.9	
福井県	17	15	88.2	
東京都	62	54	87.1	
和歌山県	30	26	86.7	
静岡県	35	30	85.7	
京都府	26	22	84.6	
滋賀県	19	16	84.2	
群馬県	35	29	82.9	
長野県	77	61	79.2	80%未満 8団体
宮城県	35	25	71.4	
高知県	34	24	70.6	
新潟県	30	20	66.7	
徳島県	24	16	66.7	
奈良県	39	23	59.0	
北海道	179	103	57.5	
沖縄県	41	22	53.7	
合計	1741	1509	86.7	



男女共同参画HPより
<https://www.gender.go.jp/policy/mieruka/government.html>

(備考) 1.資料出所は内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(2022年度)。
 2.計画には「単独の計画」のほか、「総合計画の一部」として策定されたものを含む。
 3.調査時点は原則として2022年4月1日現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。
 4.策定率は小数点第2位を四捨五入したものの。
 5.データの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある。

計画策定にあたって

(参考)

市町村男女共同参画計画の策定の手引きー女性も男性も 住民の力を 地域づくりにー (平成13年8月 内閣府男女共同参画局)

計画内容の検討について

- ①計画についての基本的考え方を明確にする
- ②地域内の男女共同参画社会の形成の促進に関する現状と問題点を十分把握・評価する
- ③基本的考え方に照らして、何が欠けているか、何が今後必要であるのか、課題を整理・分析する
- ④住民に分かりやすく、かつ、効果的な推進が図られる施策の体系化を工夫する
- ⑤具体的な目標設定と、その実現のための方策を明らかにする

地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業

令和5年度予算額 2百万円（4年度予算額 2百万円）

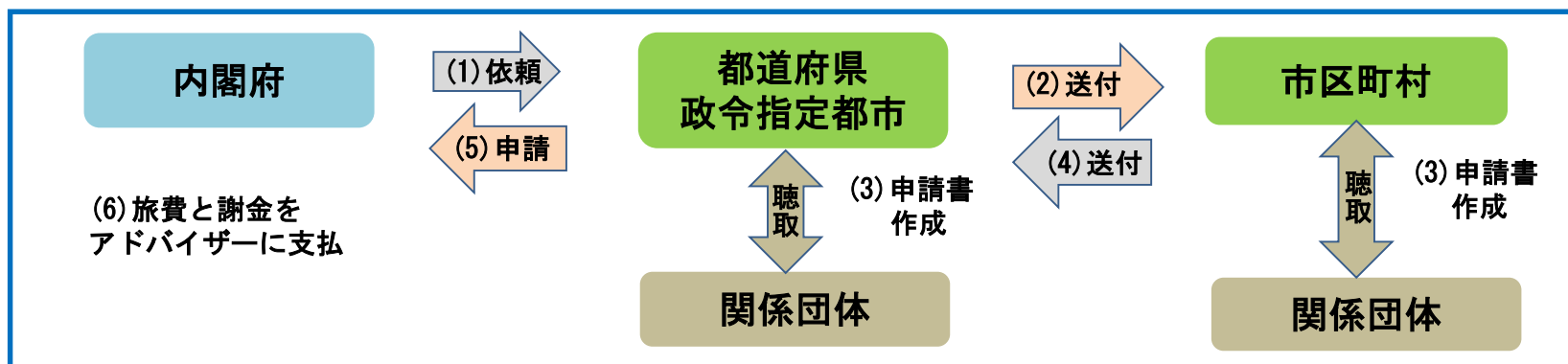
1. アドバイザー派遣事業とは

第5次男女共同参画基本計画においては、「男女共同参画社会の実現のためには国民の暮らしに身近な地域における取組が極めて重要であることから、地方公共団体が、男女共同参画センターをはじめ地域の関係機関・団体とともに、それぞれの機能を十分に発揮しながら緊密に連携し、地域における男女共同参画・女性活躍を進めるよう、支援の充実を図る」こととしている。



地方公共団体等の求めに応じてアドバイザーを派遣し、地域における男女共同参画・女性活躍の推進体制の強化を図る。

2. 事業スキーム



3. 優先的取組

(1) 5次計画で掲げる市町村計画の策定率を2025年に85%とする成果目標の達成に向け、計画未策定の市町村が行う計画の策定や、都道府県が行う管内の計画未策定の市町村に対する計画策定の支援

(2) 男女共同参画センターの機能強化のため、男性相談を含むノウハウや好事例の共有、地域を超えた交流や連携の促進、「女性デジタル人材育成プラン」の推進等に関するセンター職員の人材育成のための研修、独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書において示された男女共同参画センターの機能強化のための基本的方向性(※)に沿った各種研修、オンラインを活用した事業を行うための支援、地域の防災力の推進拠点となるような先進的な取組事例の共有

(※)基本的方向性

- ・各地域における様々な課題への対応力の強化を図るための人材の育成・専門性向上
- ・センター同士や関係機関とのネットワークの構築・強化
- ・男女共同参画に関する政策の企画立案を支えるEBPM機能の強化
- ・国・地方公共団体の施策との連動性の確保と施策の推進機能の強化

(3) 国の防災基本計画において、女性視点での災害対応の強化を図るため、地方公共団体において防災担当部局と男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの連携体制の構築が掲げられていることを踏まえ、内閣府男女共同参画局が作成した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」及び同ガイドラインの内容を学ぶための「実践的学習プログラム」、地域の防災活動における女性の活躍促進のための「ノウハウ・活動事例集」、防災分野における女性の参画拡大を目的とした取組に関する「地方公共団体の取組状況調査」及び「好事例集」を活用し、地方公共団体職員や自治会・自主防災組織等の地域の防災活動のリーダー層を対象とする研修やセミナー等

4. その他の取組

人材育成講座、男女共同参画意識啓発講座、女性リーダー養成講座、自治会における女性参画に関する講座など

【参考】市町村男女共同参画計画等における共同策定について（府共第248号令和4年4月1日付け事務連絡）より抜粋

- 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項では、市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めることが規定されています。
- 今般、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）において、「市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。このため、内閣府及び総務省は各府省庁に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討を求める。」とされたことを踏まえ、市町村男女共同参画計画、市町村推進計画及び市町村基本計画について、それぞれ複数の市町村が共同して策定することを可能といたしましたので、その旨通知いたします。
- 都道府県におかれましては、管内市町村（政令指定都市を除く。）に対して、本件について周知をお願いします。また、市町村男女共同参画計画等を策定していない市町村への働きかけをよろしくお願いします。
- なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）の規定に基づくものです。

【参考】女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況の報告等について（令和4年4月15日付け事務連絡）より抜粋

- 今後管内市町村において推進計画の策定が予定されている場合には、「都道府県推進計画」との連携を図っていただくとともに、管内市町村の「男女共同参画計画」や「次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画」、「地方まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の改定のタイミングがあれば、それらの計画と一体の策定・変更を促すなどの働きかけをお願いいたします。
- 新たに義務対象となった中小企業（労働者数が101人から300人の企業）の一般事業主行動計画の策定やえるばし認定の取得を促進するためには、都道府県と市町村間の連携のみならず、都道府県労働局とも適切に連携し働きかけを行うことが有効です。地方公共団体からの提供依頼があった場合には、都道府県労働局から、女性活躍推進法における義務対象企業である101人以上の事業主リスト及び行動計画策定届の届出済み事業主リスト並びに次世代育成支援対策推進法における義務企業である101人以上の事業主リスト及び行動計画策定届の届出済み事業主リストを提供することが可能ですので、御活用いただき、地域の女性活躍の推進に御協力いただきますようお願いいたします。
- 都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。